

岐阜県立大垣東高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月改定

「学校いじめ防止基本方針（以下、本方針）」策定の根拠

【いじめ防止対策推進法（法律第71号）】平成25年6月28日公布、同年9月28日施行

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

*以下、法と略記

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（基本理念）

いじめは、すべての生徒にかかわる問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないように、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

また、本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、絶えずいじめ防止等のための取組の改善を図る。

（いじめの理解）

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

【いじめの定義】法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（生徒の責任）

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

（学校及び職員の責務）

学校及び職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度等、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

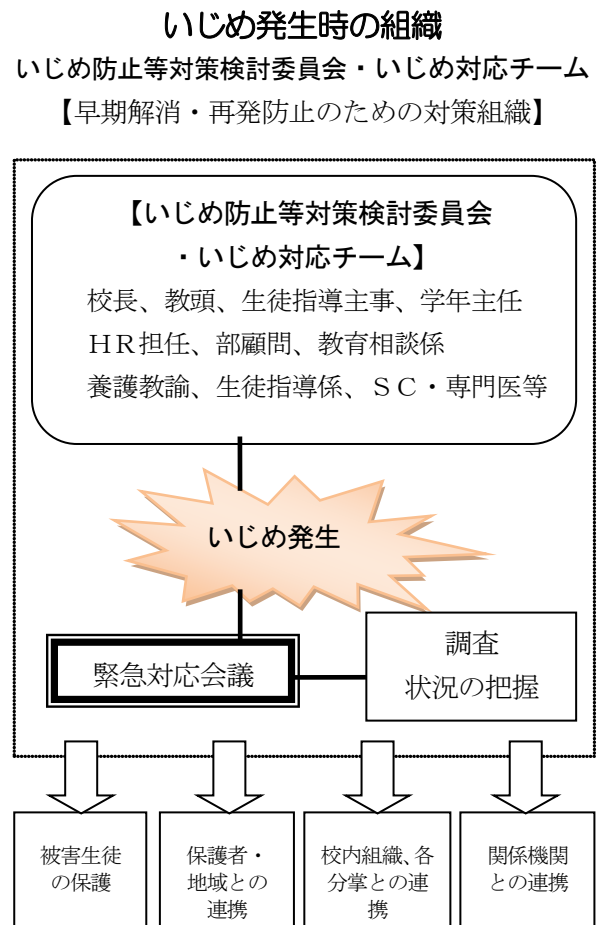
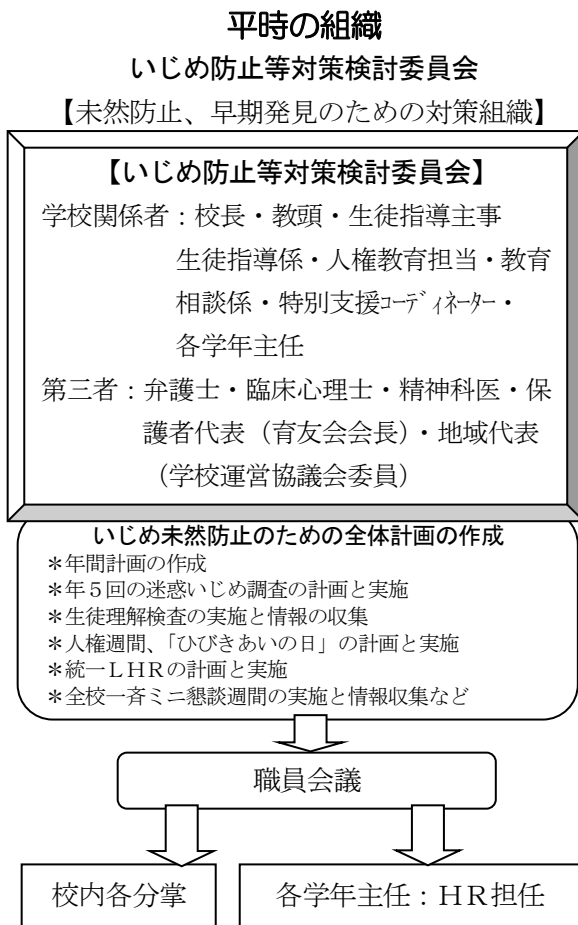
学校は本方針を年度の開始時に生徒、保護者及び関係機関等に説明し、その連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、「いじめられている生徒には非はない」との認識の基に、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。

2 いじめの態様

いじめの内容	抵触する可能性のある刑罰法規
A 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫・名誉毀損・侮辱
B 仲間はずれ、集団による無視	
C 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
D ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
E 金品をたかられたりする	恐喝
F 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物損壊
G いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
H パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

3 いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



4 いじめの防止（未然防止のための取組等）

（1） いじめ防止教育の充実

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、自己の存在と他者の存在を等しく認め合い、互いの人格を尊重しあえる態度を育てるため、すべての教育活動を通じた取組を推進する。
- イ 構成的グループ・エンカウンターによる人間関係づくりの援助
 - ◇入学直後のLHRで実施（1年生：4～5月）
- ウ 人権週間、「ひびきあいの日」における取組の充実
 - ◇統一LHR（or 人権講話）の有効的な活用（全学年：11月）
- エ 体験発表交流会の実施（10月）
- オ HR活動においては「アサーショントレーニング」や「いじめの問題を考える」等のワークショップを積極的に取り入れ、生徒がいじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことにクラス単位で取り組むとともに、生徒の「居場所づくり」を積極的に行う。
- カ 日常の活動を通してストレスの少ない学校生活が実現できるよう、組織的に取り組む。
- キ 学校行事や部活動等、生徒の体験的な活動を推進し、全ての生徒が自信をもち自己有用感や自己肯定感を感得できるように努める。

（2） 学校における人間関係の構築

- ア より深い生徒理解を推進し、一人一人の「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を積極的に行う。また、家庭においても、児童生徒の心の状態まで含めた把握が一層なされるよう、保護者に対して積極的に働きかける。
- イ いじめやその他の問題を早期に把握するため、定期的調査を実施する。
 - ◇迷惑・いじめ調査アンケート（生徒：年3回 6月・11月・2月）
 - ◇学校の教育活動に関するアンケート（生徒・保護者：7月）
- ウ 生徒理解に関する検査の実施及びその有効的活用。
 - ◇進路適性検査（1年生：5月）
 - ◇生徒理解検査（全学年：5月）
- エ 教育相談活動の充実
 - 全ての生徒を対象とした、日常生活全般における教育相談を活用して「小さなサイン」を鋭く捉え、いじめの未然防止に努める。
 - 【いじめを防止する教育相談の機能】**
 - 「**開発的教育相談**」：全ての生徒を対象に、学業面・社会面・進路面・健康面で豊かな成長を支援する。
 - 「**予防的教育相談**」：「小さなサイン」を鋭く捉え、問題の未然防止を図る。
 - 「**問題解決的教育相談**」：生徒が抱えている問題に向き合い、解消・解決を目指す。
 - ◇全校一斉ミニ懇談週間（全学年：4月～5月・10月）
 - ◇相談室便りの発行（年3回：全学年とも入学始業当初・7月・12月）
- オ 教師と生徒との人間関係の構築
 - いじめに関する「本人の訴え」、「他からの情報」は生徒との信頼関係が構築されていなければ機能しない。このため日頃からHR・授業・懇談・特別活動・部活動等を通じて生徒との信頼関係を培う取組が必要である。

(3) いじめ防止のための校内体制

- ア 現行の生徒指導委員会の他に「いじめ防止等対策検討委員会」を設置し、実効的ないじめ防止対策活動を計画・実施する。
- イ いじめ防止等対策検討委員会においては、教育相談担当、特別支援教育コーディネーターが加わり、いじめ防止のための支援を行う。
- ウ いじめ防止等対策検討委員会には各学年主任が加わり、職員全体への検討結果の周知に努める。
- エ スクールカウンセラーや専門医等及び弁護士との連携を密にする。
- オ 保護者並びに地域住民その他の関係者へは本校ホームページに本校の「学校いじめ防止基本方針」を掲載して周知し、連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるようにする。

(4) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する（地域貢献やボランティア等）。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・事案対応に当たっては、いわゆる「危機管理のさしすせそ」即ち「最悪の事態を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織で対応」をモットーに行動する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・学校運営協議会委員により、多様な外部人材の活用によって学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築する。

【生徒指導部・教育相談部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「迷惑・いじめ調査」を実施し状況を把握する。
◇県のいじめ調査と連動しつつ、学校独自を含めて生徒に年3回、保護者に年2回実施する。
- ・教育相談体制を整えるとともに、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査などの生徒理解検査を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・生徒への情報モラルに関する指導を定期的実施し、職員研修を行う。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市町福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じての社会貢献活動参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。

【総務部】

- ・学校ホームページにより、本校のいじめ防止対策を周知徹底するとともに、いじめ防止、情報モラル確立に関する研修や講演等を開催できるよう工夫する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では分かりやすい授業を実施する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。
- ・生徒の発達段階に応じて、総合学習やLHRが効果的に行われるよう計画的に立案する。

【図書部】

- ・情報倫理（情報モラル）に関する図書を充実する。
- ・読書活動を通じた道徳観・倫理観の育成を図る（いじめ防止に関する推薦図書の紹介）。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期確立を図る指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習、キャリア教育により社会における規律を習得させる。

【特別活動部】

- ・LHR 活動の実施方法を工夫し、生徒間のコミュニケーション能力を高める。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会を中心とした生徒のいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校・学年・クラス内の協力・協調による居場所づくり、絆づくりを推進する。
- ・部活動の積極的推進により良好な人間関係を築かせ、互いが高め合える組織づくりを行う。

5 いじめの早期発見（いじめの徴候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

ア 面談によるいじめの発見

◇ミニ懇談週間の活用

懇談実施後のクラスごとの情報収集（教育相談担当）

◇三者懇談の活用

イ アンケート調査によるいじめの発見

◇迷惑・いじめ調査アンケート（年3回）

◇生徒理解検査の実施と分析（年1回）

ウ 「学習と生活の記録」の効果的活用

エ 各クラス出欠状況、保健室・教育相談室利用状況の確認

オ 主任会議・学年会・職員会議による生徒情報の共有

学年会会議（生徒指導担当者） → 生徒指導部 → 管理職

カ 授業時間や休み時間の校内巡回活動

◇学年会主導で企画・立案

キ 外部機関との連携

◇警察・少年補導センター

◇教育委員会学校安全課との連携による、ネットパトロール情報の収集

6 いじめに対する措置（事案対処マニュアル）

職員はいじめを発見し、または相談を受けた場合には、いじめ防止等対策検討委員会・いじめ対応チームにいじめに係る情報を速やかに報告し、組織的な対応につなげなければならない。そして、職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

ア 発生したいじめへの対応

ポイントⅠ【素早い対応】

- ① 最悪を想定した対応を心がける
- ② 人権侵害との認識をもって対応する
- ③ 被害者の保護を優先に考える
- ④ 毅然とした指導を行う
- ⑤ 集団改善の視点から取組を行う
- ⑥ 再発防止へ十分配慮する

- 管理職へ第一報を入れる。
- 複数の職員で対応する。
- 事実確認をする（以下のポイントⅡを参照）。
- 管理職に報告の上、いじめ防止等対策検討委員会・いじめ対応チームによる緊急対応会議を開催する。
 - *情報を集約する。
 - *被害者及び保護者への対応・支援、加害者及び保護者への指導・支援、その他の生徒への対応について協議する。
 - *関係機関（警察、PTA等）との連携について協議する。
- 被害者の保護者、加害者の保護者へ連絡する（以下のイ、ウを参照）。
- 緊急職員連絡会を開催する。
 - *全職員への周知と共通認識を図る。
 - *今後の対応策と役割分担を確認する。
- 地域担当生徒指導主事へ報告する。重大事案については県教育委員会学校安全課へも報告する。

ポイントⅡ【事実の正確な把握】

- ① いじめの対象は誰か
- ② いじめの構造を正確に分析（いじめの四層構造を明確に把握する）
- ③ いじめの態様は
- ④ 被害者の状況の把握
- ⑤ 保護者の状況の把握
- ⑥ いじめを生んだ背景事情
- ⑦ 生徒の人間関係における問題点
- ⑧ 学校や職員の対応
- ⑨ 二次的な問題の有無

- 被害者、加害者、周囲にいた者や関係者等から事情を聴き取る。また、教育相談部や保健室等への相談状況を確認する。
 - *被害者には、職員が必ず安全を守ることを伝え、加害者からの報復を恐れずに真実を語るよう援助する。
 - *加害者からの聴き取りでは、加害者が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害者の思いもしっかりと傾聴する。
 - *不測の事態に備え、生徒は一人にはしない。
 - *周囲にいた者や関係者等からいじめの情報提供があった場合は、その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る。その際には情報提供者が誰なのか分からないように配慮する。また、騒ぎ立てたり、話しを不用意に広めたりすることがないように指導する。
 - *複数の職員で、関係する者からそれぞれ別室で聴き取る。また、生徒自身に状況を記載させる。
- 情報を時系列で詳細かつ正確に記録に残す（事実のみを5W1Hで記載する）。

イ 被害者の保護者との連携

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ・保護者の心情の理解 | ・緊密な連携の確認 | ・本人への支援方法の協議 |
| ・学校の指導方法への理解 | | |

電話による概要説明

*事実の概要を正確に伝え、家庭訪問または保護者来校による面談の了解を得る。

家庭訪問または保護者来校による面談の実施

*複数の職員で面談し、(管理下で起きた場合は)管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。

*詳細を説明し、誠意をもって対応する。

*学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

*事案が深刻な場合は、警察に被害届を出すことができることを伝える。

ウ 加害者の保護者との連携

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ・保護者の心情の理解 | ・緊密な連携の確認 | ・本人への支援方法の協議 |
| ・学校の指導方法への理解 | | |

電話または保護者来校による概要説明

*複数の職員で面談し、事実を整理して伝える。

*温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。

*加害生徒が複数いる場合は公平に対応する。

今後の対応策を相談

*保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、ともに考える。

*学校の指導、支援の在り方について説明する。

*被害者への対応(謝罪等)について相談する。

*事象の具体的な内容や被害者の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。

エ 被害者への支援

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| ・心の支援を保障 | ・対応策の提示 | ・目に見える積極的対応の実施 |
| ・人間関係の改善 | ・課題解決の援助 | |

共感的理解に基づく指導・支援

*本人の不安(疎外感・孤独感等)の払拭に努め、学校の職員が一丸となって支えることを約束する。

*今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。

教育相談係やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心のケアを継続して実施する。

オ 加害者への指導

- | | | |
|----------|--------------|---------|
| ・事実関係の確認 | ・相手への共感 | ・相手への謝罪 |
| ・保護者との連携 | ・法的責任についての確認 | |

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。

叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害者の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。

- 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心のケアを継続して実施する。

カ 学校全体への指導

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ・毅然とした指導 | ・指導姿勢の明確化 | ・指導手順の遵守 |
| ・指導法の工夫 | ・再発防止策の実行 | |

- 「いじめ撲滅」に向けた、毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。
- 学級における指導においては、被害を受けた当事者及び保護者から了承を得たうえで指導を開始する。
- 「いじめられる側にも問題がある」との意識が払拭されているか確認する。
- 加害者を一方的に責めることがないように、事前の教育的配慮、準備を行う。
- 「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結び付けられる「結末」を準備して指導する。

キ いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

また、「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめに係る行為が止んでいること

- *被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- *いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策検討委員会・いじめ対策チームまたは県教育委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
- *職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害者の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- *いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- *被害者及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、事案に応じて、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

7 令和6年度 いじめ防止のための年間計画（いじめ防止プログラム）

月	会議・行事等	未然防止のための取組	早期発見のための取組
4		1年情報モラル指導（OR） 昼休みの巡回指導（年間継続）	学習と生活の記録点検(年間継続)
5	人権教育委員会 生徒理解検査 球技大会（春）	学校行事を通じた人間関係づくり	個人面談による情報収集
6	職員（教育相談／生徒指導）研修	LHR グループ・エンカウンター いのちを考える講話	昼休み巡回指導
	MS リーダーズ活動 開始	学校運営協議会 第1回いじめ防止等対策委員会	第1回いじめ迷惑調査
7	三者懇談・全校集会		3者面談による情報収集
8	↑ 夏季休業 ↓ 全校集会		
9	文化祭、全校集会	学校行事を通じた人間関係づくり	個人面談による情報収集
	ミニ懇談週間		
10	球技大会（秋）		
11	人権週間・「ひびきあいの日」	学校行事を通じた人間関係づくり 人権週間に伴う全校呼びかけ 学校運営協議会	第2回いじめ迷惑調査
	三者懇談		3者面談による情報収集
12	全校集会（冬休みの生活）		
1	冬季休業		
2	全校集会	学校運営協議会 第2回いじめ防止等対策委員会	第3回いじめ迷惑調査
	卒業式 全校集会		年度末最終状況県報告

8 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態として対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 重大事態とは

下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあるもの。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等の重大な被害を被った場合

- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間（30日以上）又は、一定期間連続して欠席している場合
- 生徒や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき*
- *（重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる）

（2） 調査

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消を図るとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査のための組織の設置

いじめ防止等対策検討委員会・いじめ対応チームにより、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、「第三者を含む委員会」を設置し、調査の公平性・中立性を確保したうえで事実関係の調査を行う。

イ 調査の実施

実施方法については、「6 いじめに対する措置（事案対処マニュアル）」を参照。

□いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

*当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

*いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ウ 調査結果の報告

□いじめの被害者及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

□調査結果を県教育委員会学校安全課に報告する。

9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

□ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。場合によってはその書き込みに関する画面などを記録する。

□名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。*

**こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

□生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、

援助・助言を依頼する。

- 早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課、情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局やいじめ相談ダイヤル等外部の相談機関も紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を積極的かつ計画的に進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。
- 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した職員の研修機会を設定する。

10 情報等の取り扱い

(1) 生徒理解検査等の有効活用について

生徒理解検査等の検査結果は、年度内はHR担任が保管し、生徒の性格や生活実態等の把握のための資料として有効に活用する。次年度以降、当該生徒が在籍中は教育相談部において保管する。特に、記名されたものは実物を保管する。ただし、重大事案については別途検討する。

(2) 個人調査データ、調査報告書等の管理

面談記録やアンケート質問票等、個人調査データの原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は、当該児童生徒が卒業後5年間とする。

